

白子町犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、町の責務並びに町民等の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする支援を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び早期の回復を図り、もって町民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為　日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害者等　犯罪行為により害を被った者で町内に住所を有する者（当該犯罪行為が行われた時において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本町が備える住民基本台帳に記録されていた者に限る。）及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 民間支援団体　犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (4) 関係機関等　国、他の地方公共団体、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関するものをいう。
- (5) 町民等　町内に住所を有し、勤務し、若しくは在学する者又は町内で事業活動を行う団体をいう。
- (6) 二次的被害　犯罪行為による直接的な被害以外の犯罪被害者等が被る経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等をいう。
- (7) 再被害　犯罪被害者等が当該犯罪行為の加害者又はその関係者から、再び受ける生命、身体、財産等の被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、犯罪被害者等が置かれている生活環境、心身の状況その他の事情の変化に応じ、適切かつ途切れることなく行われるものとする。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することのないよう、二次的被害及び再被害の防止に最大限配慮して行われなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等を支援するための施策を推進し、実施する責務を有する。

2 町は、犯罪被害者等を支援するための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し、協力しなければならない。

(町民等の役割)

第5条 町民等は、第3条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、町及び関係機関等が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 町は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(見舞金の支給)

第7条 町は、犯罪被害者等のうち規則で定める者に対し、規則で定めるところにより、見舞金を支給する。

(安全の確保)

第8条 町は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が二次的被害及び再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

第9条 町は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、相談、情報の提供、助言その他の犯罪被害者等の支援を担う人材の育成及び資質の向上のために必要な措置を講ずるもの

とする。

(民間支援団体への支援)

第10条 町は、民間支援団体に対し、その活動の促進を図るため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(町民等への理解促進)

第11条 町は、犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性について町民等及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映)

第12条 町は、犯罪被害者等の支援に当たっては、犯罪被害者等及び関係機関等からの意見を聴き、施策に反映させるよう努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用)

2 第7条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた犯罪行為に起因する犯罪被害について適用する。